

令和6年度「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和6年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて令和7年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意 見	措 置
1	ロッカー等の上に置かれた物品の落下防止対策を検討願いたい。	看守休憩室にメタルラックを設置し、ロッカー及び棚の上に保管していた物品を移し替え、改善措置を完了しました。
2	看守勤務員の勤務環境を整備する措置を検討願いたい。	1 施設にエアコンを設置し、勤務環境を改善しました。 他の施設へのエアコン設置についても検討を継続しています。

令和8年6月

北海道警察本部留置管理課